

令和7年1月27日
戦略本部会議資料

「大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る
法人の事業税の税率等の特例に関する条例」
(通称:ハートフル税条例)の改正について

商工労働部

条例の概要と一部改正の項目

【目的】 障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図るための措置を講じ、もって障がいの有無にかかわらず働くことに生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること（平成22年4月施行）

【内容】 各対象に応じて要件を定め、法人事業税（所得割）を軽減（適用期間は5年間、これまで2回延長）

区分	① 特定特例子会社(以下「特定特例」) 一般企業での就職に困難さのある重度身体障がい者等の雇用機会の拡大と職業安定	② 重度障害者多数雇用法人(以下「重度多数」) H22.4.1～R7.3.31の間に府内の事務所等で新たに重度身体障がい者等を雇い入れ、次のすべての要件を満たすもの	③ 障害者多数雇用中小法人(以下「多数中小」) 障がい者の雇用機会の維持・拡大
対象法人の要件	H22.4.1～R7.3.31の間に厚生労働大臣の認定を受けた特例子会社で、次のすべての要件を満たすもの 府内の事務所等で ・雇用する障がい者である労働者が5人以上 ・雇用する労働者に占める障がい者の割合が20%以上 ・雇用する障がい者である労働者に占める重度身体障がい者等の割合が30%以上	H22.4.1～R7.3.31の間に府内の事務所等で新たに重度身体障がい者等を雇い入れ、次のすべての要件を満たすもの 法人及び府内の事務所等ともに ・雇用する障がい者である労働者が5人以上 ・雇用する労働者に占める障がい者の割合が20%以上 ・雇用する障がい者である労働者に占める重度身体障がい者等の割合が30%以上	雇用する労働者の数が常時100人以下の法人で、平均雇用障がい者数*が次の数を超えるもの *府内の事務所等における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数 平均雇用労働者数が ・40人未満の法人の場合 2人 ・40人以上80人未満の法人の場合 3人 ・80人以上100人以下の法人の場合 4人
内容	現行税率の9/10を軽減		上限あり
適用	要件を初めて満たした日の属する事業年度終了日の翌日から5年間に終了する各事業年度 資本金の額が1億円を超えている事業年度は適用しない		H22.4.1～R7.3.31の間に開始する各事業年度

【一部改正の項目】

- 適用期間の延長**：適用期間が令和7年3月31日をもって終了することから、引き続き、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間延長
- 適用範囲の見直し**：令和7年4月から、府税条例において外形標準課税の対象法人の見直しが順次施行されることに準じ、適用除外の要件を追加

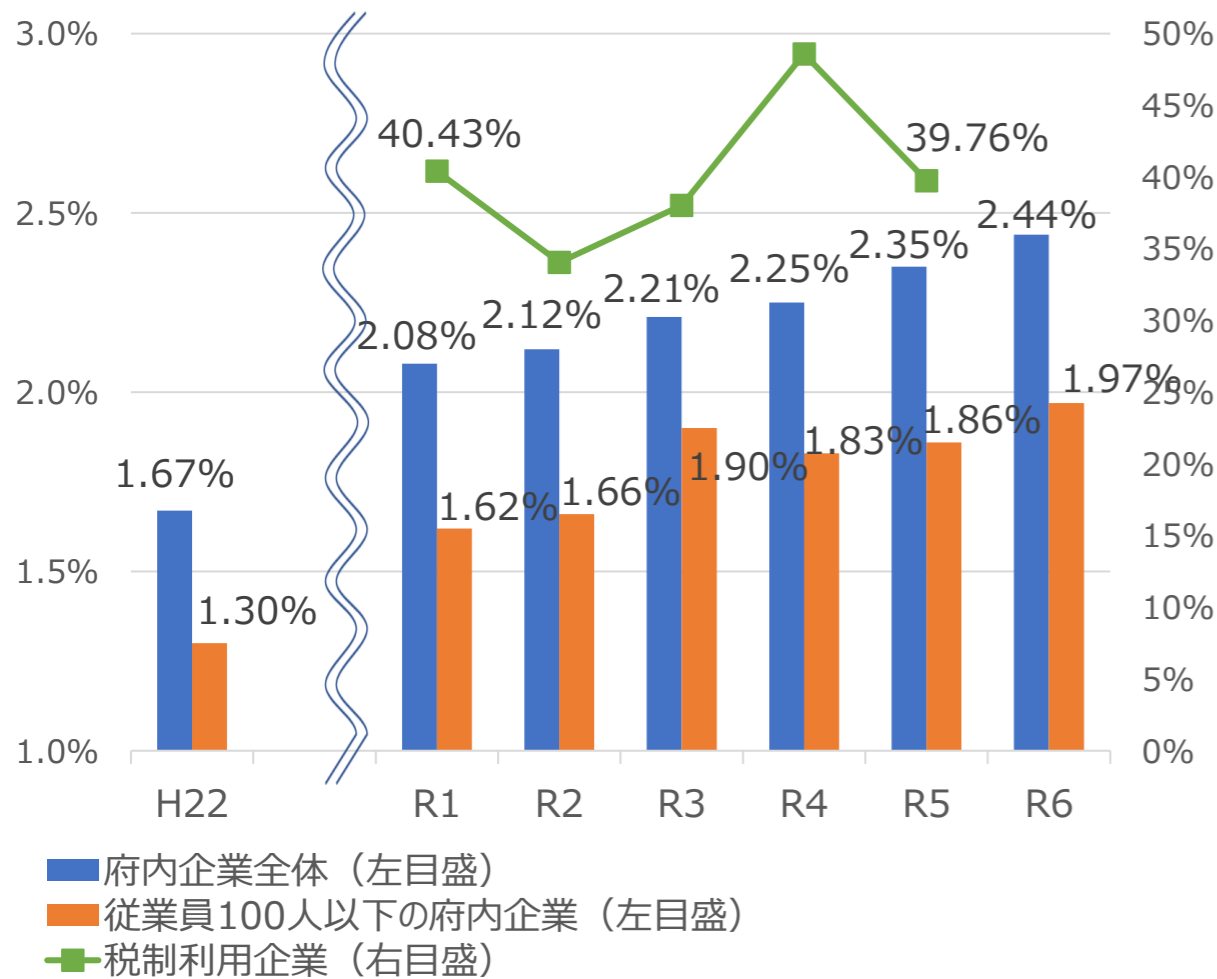
条例の実績と障がい者雇用の現状

■本条例の利用企業件数と雇用障がい者実人数等の実績

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	累計
利用件数	—	15	15	17	25	28	30	26	20	19	24	35	33	32	315
特定特例・重度多数	—	0	2	4	5	5	5	4	1	4	5	6	9	7	57
多数中小	—	11	13	13	20	23	25	22	19	15	19	29	24	25	258
軽減税額(千円)	—	2,609	10,390	11,502	10,415	11,765	13,312	6,400	7,530	8,392	8,649	14,907	13,216	19,655	138,742
特定特例・重度多数	—	0	6,386	6,694	7,070	5,191	6,204	1,126	944	1,399	2,947	3,681	5,191	11,215	58,048
多数中小	—	2,609	4,004	4,808	3,345	6,574	7,108	5,274	6,586	6,993	5,702	11,226	8,025	8,440	80,694
雇用障がい者実人数	—	171	205	288	369	383	551	542	251	354	369	586	686	619	5,374
特定特例・重度多数	—	0	37	89	121	120	135	147	45	92	81	80	181	168	1,296
多数中小	—	171	168	199	248	263	416	395	206	262	288	506	505	451	4,078

(のべ)

■府内企業と本条例利用企業の障がい者雇用率の推移



■障がい者の雇用状況の全国比較

障がい者雇用率

R6: 2.44%(対前年 + 0.09ポイント)

※ 雇用障がい者数 62,038人(+3,756人)
都道府県全国順位 31位(前年36位)

順位	都道府県名	実雇用率
全国平均		
1	沖縄県	3.39%
2	奈良県	3.00%
3	島根県	2.89%
⋮		
31	大阪府	2.44%
⋮		
47	東京都	2.29%

法定雇用率達成企業の割合

R6: 41.7%(対前年 - 4.4ポイント)

※ 達成企業数 3,982社(-39社)
都道府県全国順位 46位(前年46位)

順位	都道府県名	実雇用率
全国平均		
1	島根県	66.3%
2	宮崎県	63.5%
3	佐賀県	62.6%
⋮		
46	大阪府	41.7%
⋮		
47	東京都	30.5%

* 上記図表の出典元：大阪労働局発表「障害者雇用状況の集計結果」

本条例利用企業の雇用障がい者総数は令和5年度までにのべ約5,400人、近年は毎年約600人が雇用（条例制定当初の約170人から約3倍へ増加）されるなど一定の成果をあげているが、全国に比べて大阪府の障がい者雇用率等はまだまだ低い状況

1 適用期間の延長について

【理由】

○障がい者をはじめ、多様な人材のさらなる活用が必要であること

- ✓ 大阪の持続的な成長・発展をめざす上で、障がい者をはじめ多様な人材のさらなる活用が必要となるが、大阪の障がい者の雇用状況は全国と比べてもまだまだ低い状況にある。
- ✓ 令和8年7月には法定雇用率が0.2%引き上げられて2.7%となることも踏まえ、障がい者雇用の促進に向けた一層の支援が必要。

○厳しい経営環境にある中小企業の障がい者雇用を促進する必要があること

- ✓ 本条例は障がい者を多数雇用する中小企業の負担軽減に一定の効果をもたらすとともに、それらの企業の取組が、障がい者雇用に取り組もうとしている他の中小企業の模範となり、けん引する役割を担っている。
- ✓ 原材料価格やエネルギー価格等に加え、人件費の上昇が続くなど、厳しい経営環境にある府内中小企業に対し、本条例によるインセンティブを活用し、障がい者雇用をさらに進めていただく必要がある。

【対応】

適用期間を5年間延長(令和7年4月1日～令和12年3月31日)する

- 適用期間の延長にあたって、本条例の利用申請において障がい者の就業状況をより詳細に確認できるよう工夫するほか、本条例利用企業の取組みを好事例として、HP等を通じ、他の企業に積極的に紹介するなど、さらなる広報活動に取り組む。また、ハートフル条例に基づく中小企業の雇入れ計画の策定をきめ細かく支援するなど、障がい者雇用の促進に向けた取組みを強化していく。

2 適用範囲の見直しについて

【理由】

○府税条例の改正に準じ、一定の税負担能力のある法人は、本条例の適用除外とすること

- ✓ 本条例は、府内中小企業の障がい者雇用の促進と安定を図るため、地方税法及び府税条例をもとに、資本金の額が1億円を超える事業年度は適用対象外としている。
- ✓ 一方、令和6年3月に地方税法及び府税条例が改正され、資本金が1億円以下であっても、十分な税負担能力があるとみなされる法人は、「外形標準課税」の対象として、課税がされることとなった。
- ✓ その趣旨を踏まえ、府税条例により新たに「外形標準課税」の対象として課税される法人について、本条例による税率の軽減対象から外すこととする。

【対応】

府税条例の改正に準じ、以下のとおり、適用除外要件を追加する

(令和7年4月1日に追加する内容)

当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、**資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人**

(令和8年4月1日に追加する内容)

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人の100%子法人等のうち、当該事業年度末日の資本金が1億円以下で、**資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人**